

平成22年度 第1回流山市福祉施策審議会 議事要旨

日時 平成22年6月25日(金) 午後2時30分～午後4時

場所 流山市役所 第1・2委員会室

次第

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 公立保育所の方向性について

(2) その他

4 閉会

出席委員及び職員

会長・・・米山 孝平

委員・・・笠井 和代 池上 諄一 松本 裕美 鈴木 孝夫

篠田 光代 小金丸 孝裕 中 登 寺田 伸一

恵 小百合 横尾 裕 坂口 洋 鈴木 五郎 白野 幸子

事務局・・・子ども家庭部長 加藤 正夫 子ども家庭課長 矢野 和彦

保育課長 宮島 芳行 保育課長補佐 成島 正孝

保育課管理係長 伊藤 静章

社会福祉課健康福祉政策室長 友野 哲雄

社会福祉課健康福祉政策室主査 海老原 芳夫

傍聴者・・・1人

(1) 公立保育所の方向性について

(事務局から説明)

委員： 本質的に保育園・幼稚園について、就学前の児童の発達補償のために公立施設のプラスマイナスがあるけれども公立の一定数は残すべきだと私は思っています。

耐震対策に合わせて公立施設をゼロに持って行こうとしているのか、一定数残そうとしているのか、その方針が分かりません。

公立保育所は、コストがかかるし、整備費もかかることから流山市の財政のことを考え、将来的に減らして行ってゼロにしようとするならば、耐震問題は重要な判断基準のひとつになると思います。

公立の保育園を将来全廃していくつもりなのか、民営化していくのか、そのところをまず議論するのが本質論であると考えます。

私が公立施設を残した方がよいと思うのは、昔のように保育にかけるのは兄弟がいなくて人間関係が家では学べないし、地域に遊び集団もないことから、人間関係が不得手になってきている子たちばかりであることから、就学前の3歳以上の子どもたちは保育園で遊びを通して発達すべきなのです。

そのためには小学校に準ずる公立の保育園、幼稚園の数が多すぎるのか、最低どのくらいにするのか、公立のプラスマイナスを考えて残して行こうとするのか、耐震構造に絡めて将来的にゼロにしようとするのか、方針や本質論がありません。

いっきに耐震構造を理由に公立保育園を減らすというのは私には納得いかないところです。

事務局： 公立保育所の民営化は、様々な地方自治体で今、チャレンジされています。

その方法には、公立保育所を極力ゼロに近い数字で無くして行こうというもの、また本市のように必要性のあるところだけを民間に委ねていく形があります。

前者の流れの中では指定管理者の導入論があったときに議論がされた経緯があります。

行政改革の一環として御旗を掲げてそういう流れの中でチャレンジしているところがあります。

そこで、本市の方向性が見えないということですが、公立保育所について指定管理者を導入することは現状ではありません。

基本的に現時点では、公立保育所の運営は維持していくことが前提です。

確かに行革的視点で民営化あるいは指定管理者を導入するのであれば何年度に何割を民間に移管しますという考え方が必要だと考えます。

ただし、今回は耐震診断の結果に基づき施設の存続について意見をいただき、これを契機にして2つの保育所を整理させていただきたいということです。

ここで初めて民営化という考え方を出示させていただきました。

委員： 7つの保育所を5つに減らすという提案ですが、将来的にいくつまで減らすつもりですか。

事務局： 現状ですが、この2つを整理するという事です。したがって5つの保育所が存続していきます。

委員： 民間に移行した場合は、どのような事業者がなるのですか。それを受けてくれる社会福祉法人はありますか

事務局： 設置者は社会福祉法人です。この4月にオープンした保育所がありますが、それは公共用地に建設するという前提があり、市内の社会福祉法人を対象に、募集をしたところ3団体が手を上げてきました。

さらに、説明の中で申し上げたとおり国の制度で安心子ども基金を活用した保育所整備を説明したところ3法人から申し出があったところです。

従って、この2か所については、これからの話になりますが、御相談をすれば賛同いただける法人はあると考えています。

委員： 広報ながれやまをみたら、江戸川学園が保育所を設置するとあったがどうなのですか。

事務局： 平成23年4月1日を目指して建設を進めています。おおたかの森の地域のマンションの進出が停滞した時期がありましたが、今急加速で増えている傾向があります。

さらにこのマンションには子育て世帯が多く入居しています。

おおたか森には、ナーサリスクール定員150名が、平成22年4月に190名でスタートしています。

定員を超えても保育所の場合は、面積が可能であれば面積分まで入所できるとなっています。しかし、もう満杯の状況です。

こういう中であって本市から相談したところ、将来的に持っていた構想を前倒して今年度着工していただいたものです。

従って平成23年4月1日に向けて定員120名の保育所が江戸川大学の敷地内に整備されることになりました。

委員： 公立保育所から私立保育へ移行された場合、保育方針に変更があるのですか。

事務局： 保育所の考え方は、非常に厳格なもので枠組みが設定されています。

まず保育所の施設をつくる場合、あるいは保育士の数について児童福祉法に基づいて最低基準というものが示されていて、これをクリアしなければなりません。

さらに保育指針というものがあって保育所の運営にあたっては、保育士の心得とか、保育にかけるのはこういうものを実現すべきであるとか、そういうものがかなり細かくあります。

委員が言われるように、昨今は幼稚園と保育所の壁をなくそうではないか

という論議があります。

従って保育行政にとってもかなり個性があり、公立においてもそういう個性がありますし、当然私立もあります。

委員： 公立も民間もそれぞれプラスマイナスありますが、社会福祉法人はピンからキリまで幅があります。私の知っている保育園では、保母さんは雇って3年ぐらいで、できるだけ早くお嫁さんになって辞めてもらえるような人を採用して、早く辞めていただければ給与水準も高くなく、そんなに給与もかからないし、反対のことでいえば、公立は身分も安定していて長くいてマンネリ化しやすい。質が高い半面、運営がへたすればマンネリ化しやすい。

プラスマイナス上げていけばそれぞれいろいろあるので、わたしがこうあってほしいと思うのは、例えば障害保育とか病児保育とか民間ではやりづらいような保育を公立にやって欲しい。そのためには公立保育園の園長が意欲的な方で、従来ですと組合が強くてコストは民間の2倍強が常識的ですが、コストが高い割にサービスがよくなかったり、それは病院でもどこでも同じことですが流山の実態は知りませんが。公立の人事異動ができる数施設は残しておいて、民間が実施しづらいような実験的な保育を公立でやってもらいたい。そのためには民間も一緒ですが、園長に適任者を得ることで、具体的に細かいことを言えばいろいろあります。

今、小学校に入る前の2～3年は殆ど全員が保育園か幼稚園にいつているわけです。やはり公立の保育園か幼稚園で民間に先駆けて積極的に展開するとかそういう余地を残しておいてほしい。保育政策が児童の発達における数値だけいじくってもはじまらないと思うので議論して欲しい。わたしは、積極的に展開できる公立について人事異動できる保育所を3施設ぐらい残しておいて欲しい。

保育園の運営については、事業者によっていろいろであるが。指定管理者ということで縛られればそんな不可能なことはでてこない。安上がりに非常勤の職員ばかり増やしていくことには問題がある。委託するときの基準の取り方でずいぶん変わってくると思う。

事務局： 委員がいわれたとおり、公立のメリットとデメリットは、民間企業においても経営方針により、保護者の感じ方も変わるし、それぞれの長所短所はあります。そんな中でも保育需要もかなり増えています。そういう中で保育に関する国の制度でも、補助を増やすだけでなく内容の充実や経営的視点も求められています。ですから臨時的職員だけで賄っていくのが予定されるなら保育所の中からも運営自体からも排除されていく傾向も将来的にでてくると思っています。

委員： 公立の2保育所が民間で運営されるということであるが公立でなくてはできないサービスがあると思います。そういうことで公立保育所で担保しておいて民間保育所に託すことが大切です。公立のいろいろな使い方があると思

ます。

委員： 障害を持って生れた子どもは、行き場所の保育園とか幼稚園が受け入れてくれる場所がないのが現実です。幼稚園ではこの子は受け入れることはできない、看ることができる人がおりませんと断られるのです。江戸川台のひまわり幼稚園では園長先生が、私が看るから大丈夫ですからと対応していただきました。障害のある子の対応を、民間ではできないところを公立ではそういう受け皿を確実に確保して、安心して受け入れていただけるようお願いします。公立の良いところは、みんなと地域で受け入れていただけるというところだと思います。そういうところをお願いします。

事務局： 今の障害のお話は、懸案になっています。現在流山市では17か所の公立私立がありますが、毎年障害時に係る研修を行っています。

障害者手帳を持っていなかったり、グレイゾーンといわれる発達障害のお子さん、こういう方々は入所の面接する際に難しい判断を要します。しかしながら私立でも受け入れていただいています。私立は何をするかというところと先ほどの委員の話ではないですが、是非論がありますが臨時の職員を雇用しながらきちんとした対応をしていただいています。市の方から十分な経済的支援はできないけれども、そういうような受け入れをしていただいたところに補助や支援をおこなっています。

既に手帳をお持ちのお子さんに対して保育所の入所を希望される場合には、つばさ学園で養育相談において、そこで慣れ親しむことができるのか、発達が向上するのかそういう判定を専門の先生も交えてしていただいて、さらにそういう条件を加味したうえで公立だけでなく私立もその相談をさせていただきます。但し、すべての方に対してそこまでいたっていません。しかし姿勢としては公立も私立も同様の流れのなかで動いていると認識していただきたい。

委員： 障害児を持つ親の立場から発言させていただきました。障害に近い、手帳を持っていない子どももおります。私たちはそういう子にどれだけ成長をさせてあげられたか、保育士が障害のある子をどれだけ知識を持って見てあげられたか、そういう気持ちなのです。勉強不足もありますがそういうお子さんを預かっている知識を持っていませんが、勉強していてもその子に対しての知識が追いつかない場合があります。

いま私立の方でも障害に近いお子さんを含めて預かってくれるところがあります。専門機関等と連絡取り合いながらしているところが結構あるのです。市のつばさ学園では、敷居が高いから障害のお子さんが相談できる窓口や人を配置していただけたらよいと考えます。私立保育園に2園がなることについて、良い悪いは今わかりませんが、私立においても、いまのところグレイゾーンのお子さんたちを預かっていただいています。できるだけ卒園できるようにしていただきたいと思っております。

委員： 市長から諮問いただいた内容について今説明いただきわかりましたが、最後のところの4施設の方向性について審議会の意見を求めますとのことですが、具体的にはどのような意見を求めているのですか。これとは全く正反対の意見もできることがあるかと思いますが、どの程度の意見を申しあげればよいのですか。

事務局： 私の方からは言いにくいのですが、ただ平成22年度以降の過程を申し上げたいと思います。今回の議論だけではなく、いろんな意見が浮かんでくると思います。可能であれば後ほど説明したいと思ったのですが、事前に御意見、質問事項を整理していただいて、期日を決めさせていただき私どもに提示していただきたい。それに対しまして回答を用意させていただき27日に御説明したい。そういう議論を重ねていただいて私ども市の考え方に対する内容を趣旨にまとめていただきたい。そういう方向性をお願いしたいと思います。

議長： 今事務局からお話がありましたように、第2回の7月27日に説明願いたいと思います。

事務局： 補足しますと冒頭で7月27日と8月20日と申しあげました。8月20日の中では、御意見が出た答申案を、事務局はあまり介入することはないのですが、それに対する議論をしていただいて答申として仕上げただけであればと思います。その中の前段として、今日出ました意見と重複しても構わないけれど、そういうものを寄せていただいて、そしてそれぞれに私どもの指針を示して、その辺を念頭にいただければありがたい。

委員： 29頁と30頁にそれぞれ中野久木保育所と平和台保育所が耐震補強を行うということですが、市ではその2園の工事を賄えると考えてよいのですか。それから30頁の民設民営についてですが、一旦その場所をやめてしまって他のところでやるという内容なのですか。そこを教えてください。

事務局： まず1点目ですが、設計してみませんと経費が分かりませんが、RC構造の場合は、やはり何千万円という単位になります。木造の場合にはいろいろの補強ばかりでなくていろんな付帯の部分が出てきます。金額的なものはここで出ませんが、一般財源をベースとして財政当局、市長と協議していきます。

2点目についてですが、閉園と開園を同時に進行したいというスタンスに立って、原則的には近隣の場所に22年度に3園新しく進出していただき、1園は江戸川大学の敷地内に、あと2つは社会福祉法人が用地を選定して協議していただいている経緯があります。従いまして可能であれば社会福祉法人に近隣の用地を選択していただいて、そこに建てていただく借地方式かどうかはべつですが、そういう手法がいま考えられています。その用地の選定に際して見つからないという事情があれば市も協力しながら進めていきたい。現状の位置に建てるということでなく新たに用地を確保していきたい。

現在のスタンスとしてはそう考えています。

議長： 御意見も出尽くしたようです。御質問がないようですが、いかがでしょうか。

事務局： お手元に今回の資料とは別に質問事項のとりまとめについてと質問表をお配りしてあります。FAXあるいはメールで結構ですので、こちらの期限を7月9日とさせていただきます。資料等の収集等に時間を要する場合もありますので原則として7月9日までにお問い合わせいただければありがたいと思います。もしメールでやり取りをしたいということであれば私どもへ1回空メールをお送りいただければこちらの質問表の方を添付して返信させていただきます。また、これらの方法が面倒ということであれば直接電話で私どもの方へ御連絡いただいても結構です。よろしく願いいたします。

議長： それでは、時間も参りましたので本日はこれまでといたします。ありがとうございました。